

著作権等の取り扱いについて

平成28年5月7日

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会広報出版委員会

一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下「本法人」と略す。）出版規則第7号による出版物の著作権等の扱いは次によるものとする。

1. 本法人の事業として行う出版物については、その著作権は本法人に帰属することを原則とする。
2. 著作権使用料（印税等）について、価格の2%を本法人の監修料とし、残余の印税は、執筆者で分配できるものとする。
3. 他学会等と共同制作する出版物の著作権等の取り扱いについては、その都度、協議して、対応する。